

「地域学校協働活動」のあるべき姿

【概要版】

平成29（2017）年の社会教育法の改正や東京都生涯学習審議会の建議等において「地域と学校の協働」が示されるなど、生涯学習・社会教育を取り巻く環境は大きく変化している。
これらを踏まえて、西東京市における「地域学校協働活動」のあるべき姿について中間提言を行う。

1. 「地域学校協働活動」の必要性とあるべき姿

（1）「地域学校協働活動」を推進する利点

- 子ども…地域の大人たちと接する（地元への愛着）
- 大人…（ ）
- 学校…（ ）
- 地域…地域の活性化（持続可能なコミュニティ創出）

（3）「地域学校協働活動」に参画する人々

- 教育法令により定められた地域（当該地域全ての住民）
 - 地理学の視点から見た地域（学区）
 - 社会学的な視点から見た地域（社会的結合の意味を含む）
 - 義務教育学校と地域社会（小学校区）
- ⇒ 地域の様々な人材が参画（ゆるやかな地域のつながり）

（2）「地域学校協働活動」の諸活動

- 学習・部活動支援、登下校の見守り、花壇整備 等
 - 放課後子供教室事業 等
 - 社会奉仕体験活動、自然体験活動、職場体験活動 等
 - 市民まつり、学校避難所運営協議会 等
- ⇒ 地域の協力を得ることで、子どもたちの成長を支える様々な活動が展開できる（諸活動の例示項目は要検討）

（4）「地域学校協働活動」の主な活動場所

- 学校施設
 - 社会教育施設（公民館、図書館）
 - スポーツ施設、地区会館 等
- ⇒ 企業の資源も活用した「学びの場」の提供

2. 西東京市の現状

（1）市内小・中学校の「学校と地域」の連携・協力について

- 小学校…放課後子供教室、育成会活動、避難所運営協議会 等
 - 中学校…部活指導、放課後カフェ 等
- ⇒ 各校で地域と連携・協力し、取り組んでいる

（2）西東京市の放課後子供教室について

- 市内全18小学校で実施（学校施設開放運営協議会に委託）
 - 地域生涯学習事業は、11校で実施
- ⇒ 現状把握のため、けやき小・住吉小にて視察を実施

「地域学校協働活動」のあるべき姿

【概要版】

平成29（2017）年の社会教育法の改正や東京都生涯学習審議会の建議等において「地域と学校の協働」が示されるなど、生涯学習・社会教育を取り巻く環境は大きく変化している。
これらを踏まえて、西東京市における「地域学校協働活動」のあるべき姿について中間提言を行う。

3. 「地域学校協働活動」に向けた今後の課題と方向性

（1）人材

- 「地域学校推進員」や「地域コーディネーター」の育成（研修）
- 地域学校協働活動を推進する体制の整備（行政）

（3）情報の共有

- 学校…学校運営連絡協議会等での情報共有 等
- 地域…学校に関する理解促進（ホームページや配布物）

（5）地域

- 大人…地域とのつながり
 - 子ども…地域の大人たちと接する（地元への愛着）
- ⇒ 地域の安心・安全、ゆるやかな地域のつながりの創出

（2）行政

- 地域コーディネーター育成のための研修、会議 等
- 学校側の理解促進に向けた研修、会議 等
- 首長部局との連携・協力

（4）学校

- 地域との連携（授業支援、登下校の見守り 等）
- 学校経営方針に「地域学校協働活動の推進」等を掲げる

4. まとめ

- モデル校（小1校・中1校）を指定し、市内全校へ展開していく
- ⇒ 6月提出時は中間提言のため、詳細については中間提言提出以降に議論をする